

芳賀・宇都宮地域交通対策協議会 規約

(名 称)

第1条 この会は、芳賀・宇都宮地域交通対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、産学官が連携して、芳賀町及び宇都宮市における既設の道路ストックを有効に活用し、交通全体の利便性向上を図るための協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域内の道路交通量・基幹公共交通利用等の現状分析に関すること。
- (2) 現地実証実験の実施、効果分析及び検証に関すること。
- (3) その他、交通全体の利便性向上に必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、協議会の目的を達するまでの期間とする。なお、異動等に伴う委員の変更は、特別な事由がある場合を除き、各機関の後任者が引き継ぐこととする。
- 3 協議会は、その目的を達したときに解散する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 監 事 2 名

- 2 役員は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。
- 3 役員は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 監事は、会計を監査する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、開催する。

- 2 会議は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業の計画及び報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他、重要な事項に関すること。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び書記若干名を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所、宇都宮市総合政策部交通政策課、建設部技術監理課・LRT整備課、芳賀町企画課、栃木県県土整備部交通政策課に置き事務を行う。

3 事務局長は、栃木県県土整備部交通政策課長があたる。

4 書記若干名は、事務局の職員があたる。

5 事務局長及び書記は、会務を処理する。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費等)

第10条 協議会の経費は、国からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

(議事の公開)

第11条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会后ホームページ等で公開する。

ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (令和6(2024)年9月13日)

1 この規約は、令和6(2024)年9月13日から施行する。